

仕様書番号：第 31 号
作成年月日：令和5年6月1日

受水槽等清掃点検役務

新発田駐屯地業務隊

業務隊長	補給科長	糧食班長	管理科長	営繕班長	給排水係長	工事企画

仕 様 書

- 1 役務件名：受水槽等清掃点検役務
- 2 役務場所：新潟県新発田市大手町6-4-16 陸上自衛隊新発田駐屯地
- 3 役務対象設備

設備名称	規 格 等	備 考
受水槽	FRP製・容量192m ³	地上式
高架水槽	鋼板製・容量32m ³	地上高さ30m

- 4 履行機関：契約日～令和5年8月31日（木）

実作業：令和5年7月8日（土）

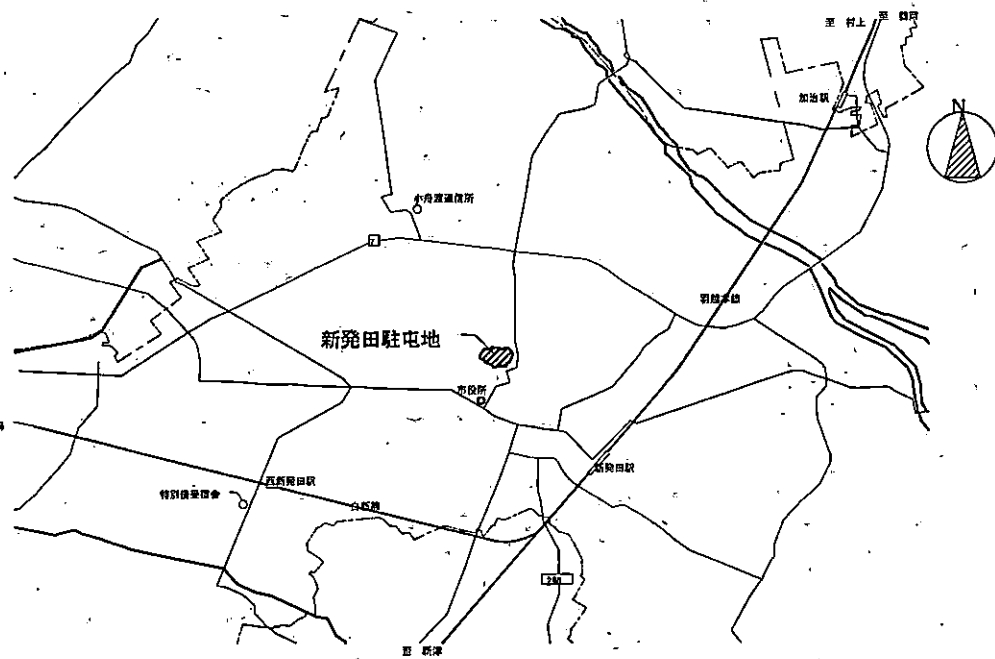
4 一般事項

- (1) 本役務は本仕様書による他、下記仕様書及び関係諸規則によるものとする。
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」（最新版）
- (2) 本仕様書及び図面に疑義が生じた場合には、監督官と協議を行いその指示に従うものとする。
- (3) 役務実施に関して、隊員及び部外者等に傷害等を与えた場合、または施設等に損害を与えた場合は請負者の責任において復旧及び補償するものとする。
- (4) 保守点検に必要な工具、消耗品及び各資機材等は請負業者の負担とする。
- (5) 役務写真は、作業前・作業中・作業後及び官側の指示する箇所を撮影し、提出するものとする。

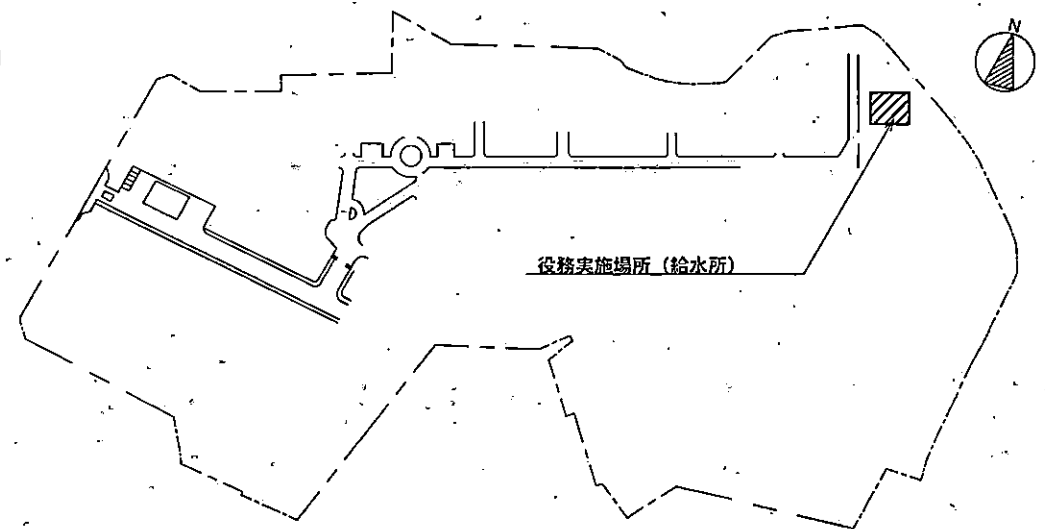
5 特記事項

- (1) 清掃作業を行うにあたり、清掃作業開始前に作業担当者全員の検便結果を提出するものとする。
- (2) 作業衣及び使用器具は、水槽の清掃専用のものとする。また、清掃作業は衛生的に行うものとする。
- (3) 水槽内の沈殿物質及び浮遊物質、壁面等に付着した物質を除去し、洗浄する。なお、壁面等に付着した物質の除去は、水槽の材質に応じ、適切な方法で行うものとする。
- (4) 洗浄に用いた水は、完全に槽外に排除するとともに水槽周辺の清掃を行うものとする。
- (5) 清掃終了後、水道引込管内等の停滞水や管内のもらい錆等が水槽内に流入しないようにするものとする。
- (6) 清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上水槽内の消毒を行うものとする。
- (7) 消毒薬は、有効塩素50～100mg/L濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いるものとする。
- (8) 清掃終了後の消毒は、水槽内の全壁面、床及び天井面に高圧洗浄機等を利用して吹付けるか、ブラシ等を利用して行うものとする。
- (9) 消毒に用いた排水は、完全に水槽外に排除するものとする。
- (10) 水槽の水張り終了後、給水栓及び水槽内の水について水質検査及び残留塩素の測定を行うものとする。また、遊離残留塩素濃度は0.2mg/L以上であるものとする。
- (11) 清掃後、水道法第20条に基づく検査登録機関による水質検査（一般12項目）を実施し、その検査結果を速やかに監督官に提出するものとする。
水質検査（一般12項目）とは、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度とする。
- (12) 本役務に関し提出する書類は以下の他、監督官の示すものを遅滞なく提出すること。また、様式は、監督官が指示するものとする。
・役務工程表 ・役務打合せ簿 ・役務開始届 ・現場代理届 ・役務日誌
・役務完了届

件 名	受水槽等清掃点検役務	番 号	1 / 4
種 別	仕 様 書	縮 尺	
作成部隊	陸上自衛隊新発田駐屯地業務隊管理科		

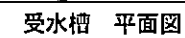
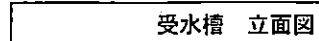


駐屯地案内図 S = 1 : X

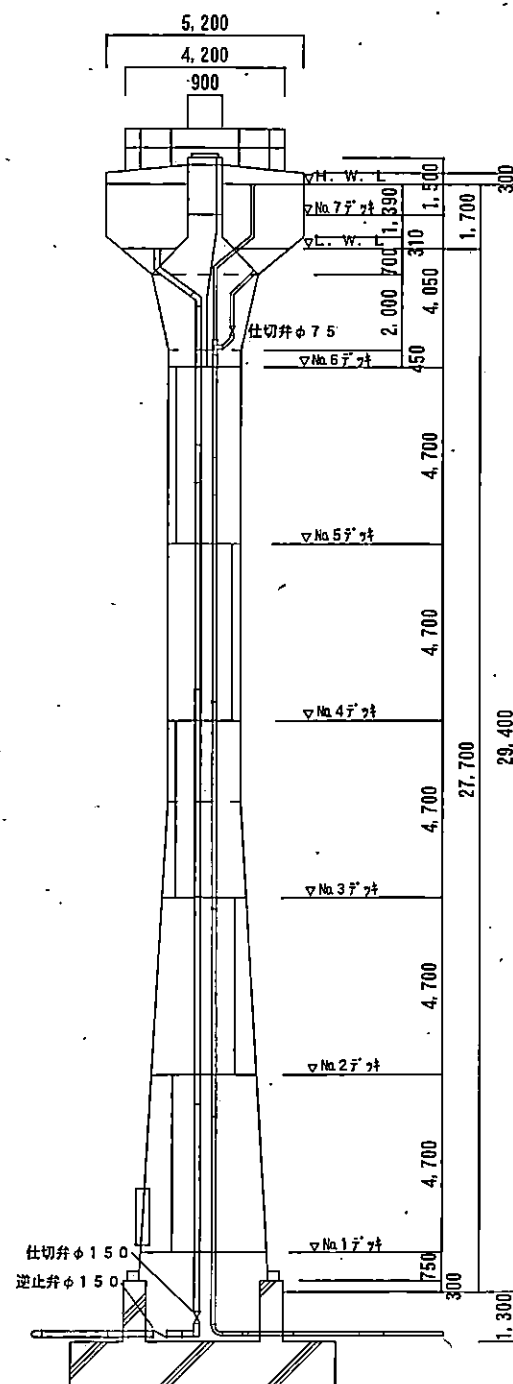


駐屯地配置図 S = 1 : X

件 名	受水槽等清掃点検役務	番 号	2 / 4
種 別	案 内 図	縮 尺	図 示
作成部隊	陸上自衛隊 新発田駐屯地業務隊管理科		



件 名	受水槽等清掃点検役務	番 号	3 / 4
種 別	受水槽 平面図・立面図	縮 尺	S=1:100
作成部隊	陸上自衛隊 新発田駐屯地業務隊管理科		



高架水槽 断面図

件 名	受水槽等清掃点検役務	番 号	4 / 4
種 別	高架水槽 断面図	縮 尺	S=1:200
作成部隊	陸上自衛隊 新発田駐屯地業務隊管理科		

仕様書番号：第 34 号
作成年月日：令和5年6月5日

レジオネラ属菌等検査役務

新発田駐屯地業務隊

業務隊長	管理科長	営繕班長	給排水係長	ボイラー係長	工事企画

仕 様 書

1 役務件名：レジオネラ属菌等検査役務

2 役務場所：新潟県新発田市大手町6-4-16 陸上自衛隊新発田駐屯地

3 役務概要：各設備のレジオネラ属菌等の検査

4 一般事項

- (1) 本役務は本仕様書による他、下記仕様書及び関係諸規則によるものとする。
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」
- (2) 本仕様書及び図面に疑義が生じた場合には、監督官と協議を行いその指示に従うものとする。
- (3) 役務実施に関して、隊員及び部外者等に傷害等を与えた場合、または施設等に損害を与えた場合は請負者の責任において補償及び復旧するものとする。
- (4) 請負業者は現場代理人等を指定し、関係法令に基づき現場の管理を行い防災に努めること。
また、危険性のある場所には危険表示等の処置を行うものとする。
- (5) 役務写真は、検体採水状況等を撮影し、サービス版サイズで整理し、1部を提出するものとする。

5 特記事項

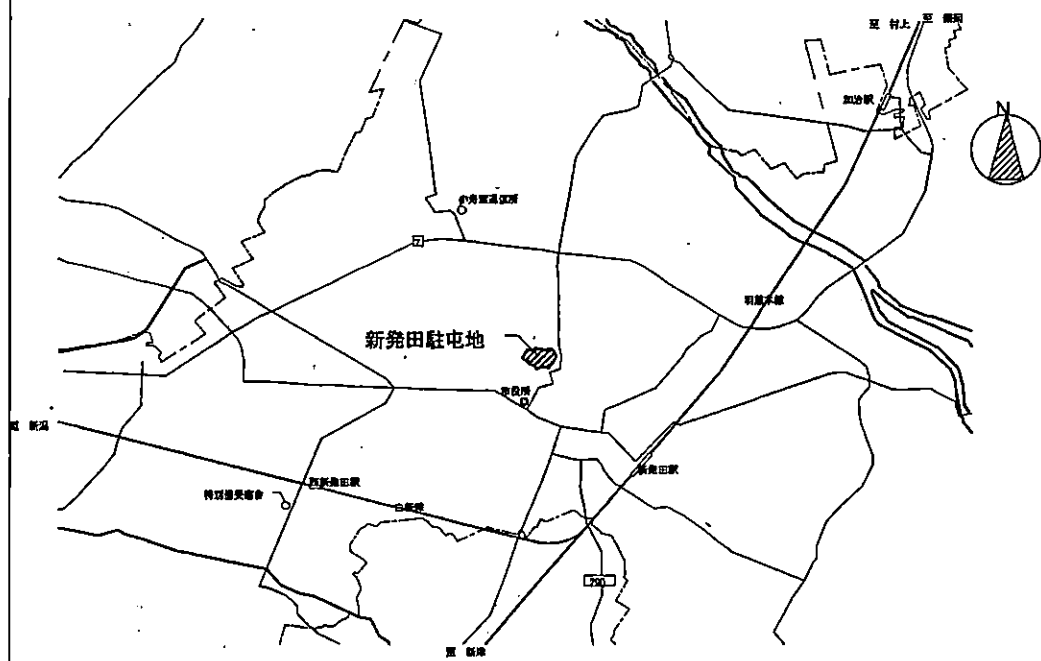
- (1) 本役務請負業者は、駐屯地内で各検体を採水運搬し、水質検査を行うものとする。
- (2) 本役務対象検体は下表のとおりとする。

場 所	設 備 名	検体数	検 査 項 目
1034 号隊庁舎	冷却塔 SDW-U60ASD	1	レジオネラ属菌
1035 号隊庁舎	冷却塔 KW-105L4NK	1	
1058 号食厨房	冷却塔 SKB-74PR	1	
1062 号隊舎	冷却塔 MT-30L1K	1	
1038 号浴場	浴槽水循環ろ過装置 3.4t型	1	濁度
	浴槽水循環ろ過装置 8.0t型	1	過マンガン酸カリウム消費量 大腸菌群(デソ法) レジオネラ属菌

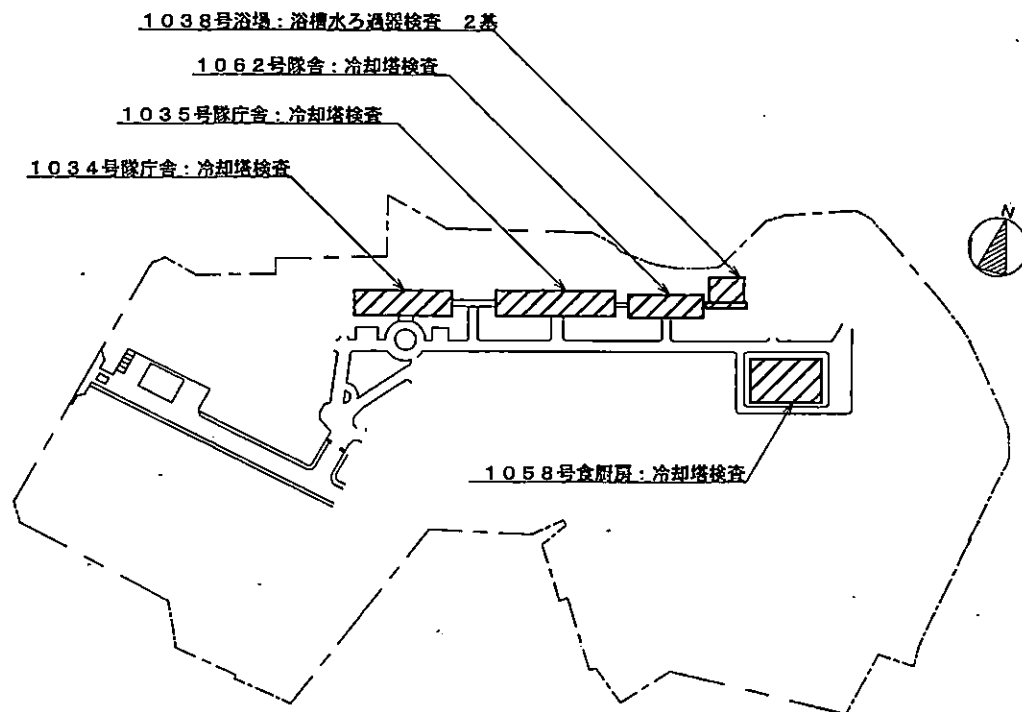
- (3) 各検体の採水時期については8月中旬とし、細部は監督官との調整によるものとする。
- (4) 各検体の検査終了後は、速やかに検査結果報告書を作成し、2部監督官に提出するものとする。
- (5) 本役務に関し提出する書類は以下の他、監督官の示すものを遅滞することなく提出すること。
また、様式は、監督官が示すものとする。

・役務工程表・役務打合簿・役務開始届・現場代理人届・役務日誌
・役務完了届・次年度役務見積

件 名	レジオネラ属菌等検査役務	番 号	1/2
種 別	仕様書	縮 尺	
作成部隊	陸上自衛隊新発田駐屯地業務隊管理科		



駐屯地案内図 S = 1 : X



駐屯地配置図 S = 1 : X

件名	レジオネラ属菌等検査役務	番号	2 / 2
種別	案内図	縮尺	図示
作成部隊	陸上自衛隊 新発田駐屯地業務隊管理科		

仕様書番号：第 32 号
作成年月日：令和5年6月1日

広報史料館発電機 保守点検役務

新発田駐屯地業務隊

業務隊長	管理科長	営繕班長	電気主任技術者	電気係	工事企画

仕 様 書

- 1 役務件名：広報史料館発電機保守点検役務
- 2 役務場所：新潟県新発田市大手町6-4-16 陸上自衛隊新発田駐屯地
- 3 役務対象設備

設 置 場 所		広報館機械棟
製 造 元		(株) 東京電機
名 称		自家発電設備
型 式		TMGP115KME
数 量		1 台
発電機	定格出力・電圧・周波数	100kVA・200V・50Hz
	極数・相数	4P・3φ3W
	励磁方式	ブラシレス励磁
原動機	型式・出力	水冷4サイクル6気筒・104kW
	冷却方式	ラジエータ冷却
	燃種・タンク容量	軽油・75L
蓄電池	容 量	制御弁式据置鉛蓄電池・40Ah
設 置 年 月		平成25年12月

4. 一般事項

- (1) 本役務は本仕様書による他、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書及び同解説」平成30年度版（以下、「共通仕様書」という）及び関係諸規則によるものとする。
- (2) 本仕様書及び図面に疑義が生じた場合には、監督官と協議を行いその指示に従うものとする。
- (3) 役務実施に関して、隊員及び部外者等に傷害等を与えた場合、または施設等に損害を与えた場合は請負者の責任において補償及び復旧するものとする。
- (4) 請負業者は現場代理人等を指定し、関係法令に基づき現場の管理を行い防災に努めること。また、危険性のある場所には危険表示等の処置を行うものとする。
- (5) 役務写真は、着手前、完了及び作業後隠蔽となる箇所、また、主要な段階状況、使用材料、その他監督官の指示するものをサービス版サイズで整理し、1部を提出するものとする。
- (6) 本役務に必要な申請及び提出書類は官側の示す規格様式で作成し提出するものとする。
- (7) 作業完了後は、現場の後片付け及び清掃を行うものとする。

5 特記事項

- (1) 本役務の業務担当者は、当該設備等の必要な知識及び技能を有するものとし、設備の点検は消防設備士等資格保有者が実施するものとする。
- (2) 本役務に必要な工具、計器類、消耗品等は請負者において準備するものとする。
- (3) 本設備の点検内容は、共通仕様書表3.4.1自家発電装置の点検表によるものとする。
- (4) 点検予定日は、6月27日（火）～30日（金）のいずれかで機器点検、11月6日（月）に総合点検を実施するものとし、細部は監督官との調整によるものとする。
- (5) 各保守点検終了後は、点検結果報告書を3部監督官に提出するものとする。
また、保守点検結果により、部品交換等の修理が必要な場合、監督官へ不具合を改善するための見積書を速やかに提出するものとする。
- (6) 本役務に関し提出する書類は以下の他、監督官の示すものを遅滞なく提出すること。また、様式は、監督官が指示するものとする。
 - ・役務工程表・役務打合せ簿・役務開始届・現場代理届・役務日誌
 - ・役務完了届・次年度保守点検役務見積書

役務名称	広報館発電機保守点検役務	番 号	1 / 1
種 別	仕様書	縮 尺	
作成部隊	陸上自衛隊新発田駐屯地業務隊管理科		